

肥前陶磁史における燃料問題

— 林政資料を中心として —

文学研究科歴史学専攻一年 川久保 美 紗

一、はじめに

肥前陶磁器の中でも、有田焼の研究は、その美術面、技術面、流通史等について盛んに行われてきた。参考文献であげている永竹威氏の文献をはじめ、多くの文献で主に有田焼の起り・製作工程・美術的な分類について論じられている。製造過程における土、窯、温度は詳細が明らかにされているが、焼成過程における燃料に焦点が当てられているものは少ない。だが、燃料は製造過程において、重要性が大きいと考えられる。私は、卒業論文で燃料としての薪について、佐賀藩の林政資料から分析を試みた。佐賀藩の林野制度に関する資料としては、『日本林制史資料』、『佐賀藩林制沿革史』、『徳川時代に於ける林野制度の概要』等がある。また『佐賀県林業史』は、佐賀藩の林野制度や殖産事業を扱っていたので、参考とし、『日本林制史資料』を主として燃料や薪に関する法令を抜粋して考察した。

二、山林資源の利用

まず日本の林業及び、山林資源の利用について述べる。日本は古来より林業が盛んであった。木は木材として利用されるだけではなく

い。木の実や皮は食物として、さらに樹皮は繊維として利用されてきた。木材は日常生活用の薪・炭をはじめ、建築用材の為に用いられた。身近に利用していたものでは、炊事に使用する燃料や住宅建築がある。他にも、寺院や神社の建築、船材、都城用材に用いられた。さらに、生活燃料のほか、工業燃料としても用いられた。

また、木はその樹種により、用途が使い分けられた。強度や密度、重さ、吸湿性等によって、建築材や家具、日用品といったそれぞれに適した用途別に使用された。

さて釜焼き用の薪であるが、どの木材が適しているかという点について、「松薪は焰が長く燃焼後に出る灰の量が少ないので窯業燃料としては最も適しており、特に松薪のなかでも樹脂分の多い赤松材がよいとされた。」^{*1}という記述がある。このように釜焼きには松材が適していたようである。また、有田・伊万里地方は土質が松に適しており、元来天然生の松林が多かった。

陶磁器の製作工程には、仕上がりにまで焼成が3回もある。薪の消費量は皿山全体では、膨大なものであったと思われる。

三、「東西御山仕立方達」^{*2}にみる薪

伊万里・有田地区は元来、松の成長に適しており、松林が豊富であったと述べたが、いくら松林が豊富といえども乱伐が進めば、森林は荒廃していく一方である。薪が調達できなくなる事で、陶磁器生産が滞る事を懸念した佐賀藩は、森林の乱伐を防ぐための法令を

定めた。

ここで全てを挙げることはできないが、特に興味深い内容の寛政二年(一七九〇)の「東西御山仕立方達」から薪に関する項目を抜粋する。

【史料】^{※4}

① 一 西目筋御山之儀専松立第一之儀候、右付テ八野方新立出し、又はから竹・いけすだ立等一向松種無之場所ハ開明三年無米畠、楮又沓畝二付式拾文・三拾文當之目論見を以御合力銀等被差出植蒔仕候様之事

② 一 小柴・雑木立年來木立不相成場所多々有之候、是以伐明・蒔植等被仰付候得共、大分之畝方中々至急ニ行届間敷候條、是又畝割楮又御鹿倉限ニシテ被相渡、致下浚雑木山へ仕候様、夫共決而雑木立成兼地面ハ、追而伐開・蒔植等可被仰渡儀候、年來小柴・雑木等繁茂不仕儀ハ、頭木より盗伐いたし候故成長不致ニテハ無之哉、其當之請畔之儀者随分木立宜敷然者右鉢之場所ハ前断之手當相調候事

③ 一 小柴・すだ立之場所之内、小松荒々相立居、是又其儘何ヶ年被差置候而も木立不相成候條、前條々通與合相立下浚小柴等銀懸無ニシテ被下候半ハ松立相成候様

④ 一 付浚様之義は仕立方役々立會可相植候事
御仕立場所至而之惡木有之、百姓共伐取相望候者、相應之銀懸ニシテ被相渡、右代銀大圖前條之御合力二見合候者、仕立方より被差出開方・蒔植等に相出候事

⑤ 一 先年以來諸郷百姓へ野方立出し二被仰付成長仕候而も、近年八家修理材木ハ不申及、明松薪柴さへ容易不被差出、折角成長仕候者都而内外皿山釜焼共爐木割山二年々被差出既に伐儘二相成候、右之振合百姓共仕立方不相懸様相見無據道理候條、自今ハ仕立方格別致出精候百姓之儀者、屋修理木等之分ハ釜焼共へ被相渡御割山之内より引殘同様銀懸ニシテ被渡下候事

⑥ 一 前條請取之場所下浚之儀不断勝手々々ニ仕候而ハ紛敷候間、一ヶ月三日程式日相立、大・小留山立安會一村百姓共一同二伐取候様、自然式日外狼二伐取者科料被相懸候事

(中略)

⑦ 一 是迄大川内御用爐木山並内外窯焼共へ被差出候伐跡、種松相殘置候木数至後年全分相立居不申共ニテハ無之哉、殊惡木より相殘主趣候得者、自余之御用木等決而不相成候條、自今ハ別而のへ宜上木より何拾本と引殘し、爐木等二不被差出後々大木御用之備被相立置候事

⑧ 一 内外皿山爐木二被差出候場所、段々相増定式之様相成、最早古木迄伐盡ニ相成、右二付必止と留山二相成候半而不相叶儀候得共、其通二而者可及難洩二付御山々散松之有丈を窯焼共年分燒潰爐木積合を以凡拾ヶ年之平均有之七朱通宛被相渡候通去年相極候右散山と申候者大半先年以来之種松ニテ、右を伐盡し候得者近年之新立計ニ相成、夫を是迄之通割山二被差出候節ハ、漸二ツ割、三ツ割位ニテ五町・六

町も出方無之而不相叶、然時者何分只今より時植等之仕与有之候而も、幾々御山成長可仕様無之候條、是迄割山二相成候御鹿倉木立勝手宜場所御用木御備山引残、其外を搦杭木・郷普譜材木山之場所二相極、其余りを四拾年二割分、其割合ノ分つつ内外皿山一つ懸り被相渡、山之登數二応し順路之配当仕候様、右之通分規被相立半二、四拾年目二ハ伐跡成長いたし連続之仕与可相整候、勿論窯燒共儀も予メ其考へいたし、不足之分ハ旅木買入等之目論見兼て可仕候、是迄之儀後々考無之御山立木我物ノ様ニ心得違いたし、以之外之儀ニテ既二古木一向無之煩二相成候、此一通ハ筋々被相碎合窯燒共能致合点無謂歎訴等不仕候様相論候ノ事
付本文之通割山被相定候上ハ、伐跡ノ儀者窯燒共より仕立差出候様之事

⑨一 大川内爐木、偕又内外皿山伐方之儀九月より翌年二月迄二伐仕廻候様、尤伐残ハ右定之期月二至り伐候様、左無之候へハ伐跡木立成長悪敷夏伐冬伐跡二木立格別之勝劣有之候条、伐子等相増急速三月より下し方二筋二仕候様之事

①ここでは、西目筋の御山は専ら松の造林に適しているので、野方つまり原野状態のところには、新しく松林を植え足すように指示している。

また、カラ竹やイケスダのような雑木が生えていて松が無いところには、村民に開墾させ3年間は賃料を取らずに畠作をさせること。

そして、一畝に付き二十文〜三十文程度の計画を立てて、合力銀^{※3}を支出し、松の苗木の植付けと種子の蒔き付けをさせること、としている。

②小柴が生え雑木林にならない場所は多数あるので、伐採をした上、種の蒔き付け・苗木の植付け等をした方がよい。しかし、多くの畝方があるので急には行き届かないので、畝割又は御鹿倉(狩獵林)限りの谷に限り村民に割り渡し^{したさえ}をして雑木林に仕立てるようにする。雑木の成林が困難な場所は、伐開^{※5}をして蒔き植えをする。元来、小柴や雑木が繁茂していない場所は、頭木つまり成長した木から盗伐したために、成長しないのではないだろうか。付近の請畔^{うけがら}の木立の成長は良い。よって、調べ村民に割り渡すようにする。

③小柴・スダが立っている場所に小松が生じ、そのまま何年も差し置いても育たないところがあれば、村民に組合を作らせて、小柴を無代銀で与えることを条件に下浚をさせる。なお、下浚のときは仕立方役を立ち合わせることにしている。

④仕立場所に悪木があり、百姓がそれを伐り取ることを望むときは、相応の代銀を懸けて渡し、その代銀が前述の合力銀に見合えば、開方・蒔き付け・植え付けに支出する。

⑤先年以来、百姓に野方の立出^{※7}をさせ、木が成長しても、近年は家修理の材木は言うに及ばず、松明や薪にも差し出すことはない。成長したものは全て、内外の皿山窯燒きの陶器製造用の爐木に年々差し出している。そのため、百姓達は造林をしないようになって

てしまった。よって、これからは造林に精を出す百姓には、家修理等の材木を窯焼き用の中から引き残し、銀懸けにして与えることとする。

⑥前述の下浚は、勝手に行われると紛らわしくなるので、一ヶ月の内で三日程式日の日を決め、大山留・小山留が立会い、村の百姓一同で伐り取るようにする。式日以外の日に伐り取った場合、料料を懸けることとする。

以上のように、それぞれの成育状態によって細かく対応が決められていたことが分かる。

また、藩が陶業に力を入れていたために、材木のほとんどが陶業に流れてしまい、百姓が困っていたことが窺える。

さらに、後半では伐採跡地の処理の仕方や、輪伐法について書かれている。

⑦これまで大川内藩窯の薪は割山（立木）で引き渡していたが、払い下げを受けた者が、本来は種木や御用木として残すべき良木を薪用に伐採してしまい、悪木を残しているようである。それでは、残された木が生長しても御用木にはならないので、これからは伸びが良い上木を何十本と残し、爐木として伐採せずに御用木のために備えることとしている。

⑧内外皿山爐木の伐採跡地は留山にするべきところだが、その通りにすると、窯焼（陶磁器の製造人）が難渋するので、とりあえずは伐跡に種松として残っている松木の本数を調べて、その七%[※]づつ

を今後十年間爐木として引き渡すことにした。しかし、これだけでは年間で払い下げる面積は五〜六町歩にしかならず、今から爐木用の木を植えたとしても成長するまで時間がかかるので、幼齡樹ばかりになってしまう。そこで、藩の鹿倉山のうちから御用木や備山として残すもの、及び堀（干拓用）杭木・郷普請材として残すものを除いて、残りを爐木に引き渡すこととした。これは四十年の輪伐法で引き渡すので、四十年目には伐跡に植えた木が成長している。つまり、連続での供給体制を整えることができる。

勿論、この方法では当面の皿山の爐木の消費量を満たすことができない。よって、窯焼は予め考えて不足分を旅木など他領からの買入薪で補うようにしてほしい。これまで窯焼達は、御山の木がすべて自分達のものであるかのように心得違いをしている。それは以ての外である。古木を伐り尽してしまった今、窯焼達に現況を説明し、納得させ、無理な爐木払い下げの嘆願は出さないようにしてほしい。

このように、藩は有田皿山の爐木の調達に苦心していたようである。また、山方役所が窯焼のことも考慮していたことが窺える。

⑨大川内と皿山の爐木の伐り方について、伐採の期間は、九月から翌年の二月までとしている。九月〜二月という冬で、木の成長も悪い時期にあたる。もしこの時期以外に木を伐ってしまったら、成長を妨げることになる。夏に伐った木と冬に伐った木では、その成長に勝劣が生じてしまうのである。よって、伐子を増やすようにと指示している。

このように木の成長を考えた措置が取られている。

佐賀藩は新、特に爐木の消費量に対応して、調達方法や山の管理方法を変化させていたことが分かる。それほど佐賀藩が薪の確保に力を入れていたのは、やはり陶磁器という専売事業を伸ばすためであると思われる。生産を上げるためには、燃料である木材の確保が不可欠であった。森林の乱伐を防ぎ、そして伐採跡地の再生方法を指示する。佐賀藩は、連続的に薪の供給が安定するように、さまざまな策を打っていたことが分かる。

四、おわりに

今回は、佐賀藩法の中から「東西御山仕立方達」を取りあげ、陶業用薪についてみてきた。佐賀藩は重要物産であった陶磁器生産を維持するため、燃料である薪にも注意を払っていたことが分かった。卒業論文の反省点として、史料収集が充分ではなく、網羅出来ていないという点がある。よって、今後はさらなる史料収集と分析が必要であると思う。

まずは藩法を基本として、「皿山代官旧記覚書」等の史料もみていきたい。「皿山代官旧記覚書」は、有田皿山代官と佐賀本藩請所、小物成所、代官管轄下の窯焼・陶商・絵書・細工人等の間にとりかわされた公文書の写である^{※10}。この内容と藩法とを照らし合わせることで、陶磁器業と生活の密接な関わりや、当時の組織形態等进行分析し、検討を加えたいと考えている。

また、「皿山代官旧記覚書」に頻出する六府方^{※10}についても確認

し、「泰國院様御年譜地取」^{※11}を分析したい。

註

- ※1 有田町史編纂委員会編『有田町史』（陶業編）より。
- ※2 農林省編『日本林制史資料』（第一八巻 佐賀藩・島原藩篇）一五八頁〜一六二頁。
- ※3 労力に対する報酬として施与する銀。
- ※4 林にしようとする木の下部の小柴類を伐り払うこと。
- ※5 小柴の伐り払い。
- ※6 耕地に接する個人所有の林。耕地に近いため、水分や栄養を多く含んでいる。
- ※7 隣接の林を抜げるため木を補足すること。
- ※8 佐賀県林業史編さん委員会編『佐賀県林業史』（佐賀県 一九九〇年）一四一頁。
- ※9 池田史郎編『皿山代官旧記覚書』（金華堂 一九六六年）一三頁。
- ※10 従来の「里御山方・御山方・擲方・大河内陶器方・御牧方」の五つの役所を一つにまとめたもの。藩の財政危機をのりきるため、新地開発や諸産物の奨励を目的に設けられた。（天明七年（一七八三）佐賀県立図書館編『佐賀県近世史料 第一編第七巻』（一九九九年）に収録されている。

参考文献

- ・農林省編『日本林制史資料』(第一八卷 佐賀藩・島原藩篇) 朝陽会
一九三三年
- ・佐賀県林業史編さん委員会編『佐賀県林業史』佐賀県 一九九〇年
- ・有田町史編纂委員会編『有田町史』(陶業編) 有田町 一九八五年
- ・伊里市史編さん委員会編『伊万里市史』(陶磁器編 古唐津・鍋島) 伊万里市 二〇〇六年
- ・林野共済会『徳川時代に於ける林野制度の概要』 一九五四年
- ・中島浩氣『肥前陶磁史考』肥前陶磁史考刊行会 一九三六年
- ・池田史郎「佐賀藩の陶磁器業」(『日本産業史体系8〜九州地方篇』)
二二一頁〜二五〇頁) 東京大学出版会 一九六〇年
- ・『日本近世窯業史』(復刻版) 柏書房 一九九一年
- ・永竹威『日本のやきもの』淡交社 一九六五年
- ・永竹威・山口睦男『有田〜日本のやきもの2』淡交社 一九八六年